



事 務 連 絡

平成29年4月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の通学時の安全確保について（依頼）

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、依然として通学中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に遭う例が発生しています。新年度・新学期には、児童生徒等の環境変化に伴う事故の増大等も見込まれることから、安全教育や安全管理に一層の御配慮をお願いいたします。

児童生徒等の交通安全については、今般、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。これによれば、

- 小学生（特に小学1・2年生）は、歩行中事故が多い（死傷者数では7歳がピーク）こと。
- 小学生の歩行中事故は、新学期開始から夏休みまで（4月～7月）と秋（10月～11月）が多く、その類型は「横断中」と「飛び出し」が多いこと。
- 小学3年生以降、自転車事故が多くなり、中学1年生で増加し、高校1年生でさらに増加する（死傷者数では、16歳がピーク）こと。
- 中学生・高校生の自転車乗車中事故は、新学期開始から夏休みまで（4月～7月）と秋（9月～11月）が多く、その類型は「出会い頭」が多いこと。

などの特徴がみられます。これらの情報も積極的に活用し、各都道府県警察と連携して歩行者や自転車の通行場所、横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理をお願いします。なお、各都道府県警察に対しては警察庁から同様の内容が周知されていることを申し添えます。

また、通学時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく防犯の観点からも対策が必要です。具体的には、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成20年5月7日20ス学健第5号）及び「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）等により依頼してきたように、児童生徒等を極力一人にしないという観点からの安全な登下校方策の策定・実施、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等が重要です。

以上の対策の実施に当たっては、通学路の安全点検の際に専門家の知見を取り入れることや、見守り活動の際にスクールガード・リーダーによる巡回指導を行うことなどが有効であると考えられます。文部科学省としても、「学校安全教室推進事業」や「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」において、教職員の研修機会の充実や外部専門家の活用促進を行うとともに、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進しているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、取組の充実に努めていただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては管下の附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

なお、教育委員会学校安全主管課、私立学校主管部課、国立大学法人事務局におかれては、地域全体で児童生徒等の安全を確保するという観点から、私立学校及び国立学校にも学校安全に関する情報共有等が行われるよう積極的に連携願います。

【本件担当】

初等中等教育局 健康教育・食育課

交通安全係

電話 03-5253-4111（内線2695）